

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

通達区分	一般通達
有効期間	5年（令和13年3月31日）

宮本免第681号
令和7年4月28日
宮城県警察本部長

交通事故等による死亡者に係る運転免許証等の更新連絡書等の発送停止措置要領
について（通達）

運転免許を有する者が、交通事故等により死亡し、当該事実を警察において確認した場合の運転免許証等の更新連絡書等の取扱いについて、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の一部施行に伴い、「交通事故等による死亡者に係る運転免許証等の更新連絡書等の発送停止措置要領について（通達）」（令和7年3月21日付け警察庁、丙運発第39号、丙交企発第33号、丙交指発第15号、丙規発第6号、丙犯被発第4号、丙技企発第60号、丙生企発第27号、丙人少発第7号、丙刑企発第23号、丙捜一発第4号、丙備企発第27号）に基づき、本県警察における被害者対策に万全を期すため、別添のとおり「交通事故等による死亡者に係る運転免許証等の更新連絡書等の発送停止措置要領」を制定し、令和7年5月1日から運用することとしたので、業務処理上遺憾のないようにされたい。

別添

交通事故等による死亡者に係る運転免許証等の更新連絡書等の発送停止措置要領

1 趣旨

この要領は、運転免許証等の更新連絡書等（以下「更新連絡書等」という。）の発送に関し、運転免許を有する者が、交通事故等により死亡し、その事実を警察において確認した場合の発送停止措置について、必要な事項を定めるものである。

2 対象者及び対象文書

(1) 更新連絡書等の発送停止対象者

ア 次に掲げる者のうち、警察において死体を取り扱い、かつ、身元確認が確実にできたもの（当該者の住所地は問わない。イにおいて同じ。）

(ア) 交通事故により死亡した者

(イ) 交通事故以外の過失事件により死亡した者

(ウ) 殺人、傷害致死等事件により死亡した者

(エ) その他(ア)から(ウ)以外で死亡した者

イ 前記アに掲げる者のほか、各部門の所掌に属する事務の遂行のために死亡確認及び身元確認を行った者で、警察においてその確認がなされたことを遺族が承知しているもの

(2) 発送停止対象文書

ア 更新連絡書（道路交通法（昭和35年法律第105号。）第101条第3項の規定に基づき、宮城県公安委員会が免許を現に受けている者に対し、運転免許証等の更新の申請に係る事務の円滑な実施を図るために必要な事項を記載した書面をいう。）

イ 累積点数通知書、無事故・無違反証明書、運転記録証明書及び運転免許経歴証明書（自動車安全運転センター法（昭和50年法律第32号）第29条第1項第3号又は第4号の規定に基づく書面をいう。）

ウ 行政処分又は講習業務に関係する書面等で、道路交通法令に基づくもの

3 措置要領

(1) 前記2の(1)の対象者を取り扱った場合の措置

対象者の取扱所属（警察本部においては担当の課又は隊（以下「本部担当課等」という。）、警察署にあつては担当課（以下「署担当課」という。）は、対象者の人定事項を死亡者通報連絡票（別記様式）により記載し、本部担当課等にあつては速やかに交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）に通報し、また、署担当課にあつては警察署交通課に提出し、提出を受けた警察署交通課は、対象者の免許照会を行った上、当該者が運転免許を有する場合は、運転免許課へ通報すること。

なお、警察において死亡確認及び身元確認は行っていないものの、運転免許を受けていたという者が死亡したという事実に関する情報の提供を当該者の遺族から受けた場合は、本部担当課等にあつては運転免許課に、署担当課にあつては警

警察署交通課に死亡者通報連絡票（別記様式）の送付又はその他の方法により連絡の上、遺族の意向を考慮して必要な措置を講ずること。

(2) 通報を受けた場合の措置

ア 運転免許課は、本部担当課等から前記(1)に係る通報があった場合で、通報に係る対象者の免許照会を行った結果、運転免許を有する者であったとき及び警察署交通課から前記(1)に係る通報があった場合には、後日、警察業務上、当該対象者の運転免許データが必要となることがあることから、必要なリストを作成して6年間保存することとした上で、警察共通基盤システムによる運転者管理業務実施細則（令和7年3月10日付け警察庁丁運発第112号ほか別添）に定める違反外処分登録を行うこと。

イ 前記(1)に係る通報を受けた運転免許課は、対象者の住所地が他の都道府県にある場合には、速やかに死亡者通報連絡票（別記様式）により当該都道府県の運転免許担当課へ通報するものとし、また、他の都道府県からの当該通報を受理した場合には、前記アの措置を講ずること。

4 通報連絡体制の確立

本措置の円滑な推進等を図るため、本部担当課等、警察署交通課及び運転免許担当課に通報連絡責任者を置き、相互の連絡を密にするなど通報連絡体制を確立すること。

別記様式

宮
交通部運転免許課長 殿
(所属長)
(通報連絡責任者)

号 外
年 月 日

死亡者通報連絡票

死 亡 原 因	○交通事故 ○交通事故以外の過失事件 ○殺人、傷害致死事件 ○その他の事案 ○家族からの届出等その他 ()		
本 (国) 籍			
住 所 (居)			
フリガナ		性 別	男 ・ 女
氏 名			
生 年 月 日	年 月 日 (歳)		
免許証等番号			
死 亡 年 月 日	年 月 日		
措 置			

- 注 1 各欄について、不明の場合はその旨を記載すること。
- 2 死亡未確認の場合は、死亡原因欄の「家族からの届出等その他 ()」にその旨を記載すること。
- 3 措置欄には、運転免許課及び警察署交通課において措置した内容を記載すること。